

2月第4週(2.21~)

NO. 178

かわさきしからのお知らせです。

今週は、「市政だより」2月1日号から市長による「市政の小窓」をお送りします。

かわさきみりよくぎょうしゅく「かわさきかるた」が今月完成します。読み札の募集に、三千人を超える市民の方々の応募をいただきました。自然を読んだもの、まちを読んだもの、人を読んだもの、どの読み札からも川崎への愛着と誇りが感じられ、胸が熱くなります。市制80年の昨年は、川崎の魅力を外内に伝えようと努力した年でもありました。7月にはミュージアム川崎シンフォニーホールがオープンし「音楽のまちづくり」が本格化しました。まちの中で、さわやかなメロディーに出くわした方も少なくなかったのではないのでしょうか。発刊に全面協力した情報誌「るるぶ川崎市」も大変好評で、すぐに増刷になりました。かわさきみりよくを再確認した、うれしい出来事でした。また、アテネオリンピックが開催された昨年、川崎でもスポーツの旋風が巻き起こりました。川崎フロンターレの「2優勝・1昇格、パラリンピックでの成田真由美選手の8つのメダル獲得など、明るいニュースが続き、市民に元気と勇気をもたらしました。全国で活躍中のチームや選手に、川崎をPRする「ホームタウンスポーツ推進パートナー」をお願いし、スポーツの面でも大きな弾みがついた1年でした。国際社会との新しい関係も生まれています。世界に貢献できる新産業を川崎から生み出す「アジア企業家村構想」です。環境技術の交流に向け、上海交通大学と覚書を調印しましたし、構想の本拠地「THINK」へ、ベトナムと韓国の企業が入居し、中国の企業も迎えることになりました。川崎は今、新たな芽吹き時期にきています。行財政改革プランを今後も進めながら、新しい総合計画と自治基本条例を指針として、市政運営は次のステップへと進みます。「川崎に暮らしてよかった」と実感できる元気都市づくりに向けて、芽生えた可能性を着実に育てていきます。

以上、市政だより「市政の小窓」からお送りしました。

2月第5週(2.28~)

NO. 179

かわさきしからのお知らせです。

今週は、まず、3月6日の日曜日に開催される「中原区音楽ライブ インユニティ2005」のお知らせです。このライブはバンドとダンスの祭典です。今年は59組から選ばれた18組の出演者と18人のスタッフが一丸となって手作りの企画・運営をしています。今回は特別企画として公募で集まった総勢120人を超えるコーラス隊によるゴスペルソングも披露されます。インユニティ2005は、3月6日、「JR武蔵中原駅前のエポックなかはらで午後1時に開演されます。終演は、午後6時30分を予定しています。なお、いまお聞きの「かわさき市民放送」では現在毎週金曜日の午後2時から15分間、インユニティの見どころを紹介しています。最終回の3月11日には午後2時から60分間、当日の様をお送りします。

次に、「たまき森の祭り」のお知らせです。「たまき森の祭り」は3月12日の土曜日に開催されます。内容は、吹奏楽・太鼓の演奏やテレビヒーローショー、ミニ動物園、人形劇、民具づくりのほか、木の鼓動を聞いたりするネーチャーゲームなど盛りだくさんです。会場は、生田緑地内の榎形山広場とその周辺です。日時は3月12日の土曜日午前10時から午後3時までです。なお、12日が雨天の場合は

翌日の13日に延期されます。また、車でのご来場はご遠慮ください。詳しいことは多摩区役所地域振興課、電話（935）3148、ファックスは（935）3391までお願いします。
以上、川崎市からのお知らせでした。

3月第2週（3月7～）

NO.180

川崎市からのお知らせです。

今週は、消費者相談に関するものです。市に寄せられる消費生活相談の中で、不当請求に関するものが急増しています。ハガキ、メールなどで請求が来ても、身に覚えのない場合は、取り合わないことが大切です。最近では、裁判所の制度を悪用した請求もあり、取り扱いに注意が必要です。これは「支払督促」「小額訴訟」といった裁判所の手続きを悪用したものです。本当の裁判所から書類が届いた場合は、身に覚えのないものでも、受け取った日から2週間以内に異議申し立てなどをしないと、敗訴や強制執行といった不利益を被る恐れがあります。本物の書類の場合は、封筒に裁判所名、特別送達と記載しており、中には必ず事件名・番号が書かれています。特別送達の場合は、郵便局員から封書を直接受け取り受領のサインをします。この場合は、本物の裁判所から来た可能性が高いと思ってください。不審な請求が届いたら、どんなことでも慌てず相談してください。川崎市には、川崎区と高津区の2ヶ所にこれらの相談を受ける窓口があります。相談の電話番号は、川崎区にある川崎市消費者行政センターが（200）3030、高津区にある川崎市北部消費者センターが（812）3336です。相談をお受けするのは月曜日から金曜日までの午前9時から12時までと午後1時から4時までです。
以上、川崎市からのお知らせでした。